

**薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する
安全上必要な技術的基準を定める等の件(告示)の一部改正について**

建築基準法施行令(以下「令」という。)第80条の2において、鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分で特殊な構造方法によるものに関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従った構造としなければならないこととされており、薄板軽量形鋼造に関する技術的基準等については、薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成13年国土交通省告示第1641号)において定められています。

今般、薄板軽量形鋼造に関する技術的基準の合理化を図る観点から、同告示の改正が行われ平成24年9月24日に施行されました。

詳細については国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

改正の概要**(1) 階数制限の合理化【第1・第11関係】**

令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合の薄板軽量形鋼造の建築物の地階を除く階数制限が緩和され、4以下となった。ただし、以下の～に掲げる建築物については、その階数の制限は設けられない。

最上階から数えた階数が4以内の階(以下「上層階」という。)を薄板軽量形鋼造とし、かつ上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物

上層階を薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用し、かつ上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物

薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物

上層階以外の階における薄板軽量形鋼造の構造部分が、建築物の自重、積載荷重、積雪荷重その他の鉛直方向の荷重を支えないもの、又は上層階以外の階における構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材並びに耐力壁を薄板軽量形鋼造としないものに限る。

(2) 耐力壁の構造の合理化【第5関係】

一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第12第一号八に定める構造計算(令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。)を行った場合は、第5第二号の耐力壁の構造に関する規定を適用しないこととなった。

(3) 薄板軽量形鋼造と鉄筋コンクリート造その他の構造の混構造建築物の構造計算の合理化【第12関係】

薄板軽量形鋼造及び薄板軽量形鋼造と鉄骨造とを併用する建築物に加え、薄板軽量形鋼造と鉄筋コンクリート造とを併用する建築物など、薄板軽量形鋼造と鉄骨造以外の構造とを併用する建築物についても、第12第一号八に定める構造計算(令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算)により安全性を確認することができることとなった。

(4) その他所要の改正

以上

新旧対照表（傍線部分は改正部分）

〔薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平13国交令第1641号）〕

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の2第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分(当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。)<u>又ははかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。)</u>を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第1から第9までに定め、同令第36条第1項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第10に、同条第2項第一号の規定に基づき、同令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第11にそれぞれ指定する。</p> | <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の2第一号の規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分(当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。)<u>又ははかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。)</u>を使用した枠組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第1から第9までに定め、同令第36条第1項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第10に、同条第2項第一号の規定に基づき、同令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第11にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、建築物等の構造計算が、第12第一号イに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同号ロの規定に基づき、建築物等の構造計算が第12第一号ロに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第81条第3項の規定に基づき、建築物等の構造計算が第12第一号ハに適合する場合においては、当該構造計算は、同令第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p> |
| <p>第1 階数 地階を除く階数は3以下としなければならない。</p> | <p>第1 階数 薄板軽量形鋼造の建築物又は薄板軽量形鋼造と鉄骨造(薄板軽量形鋼造を除く。以下同じ。)、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の地階を除く階数は3以下としなければならない。</p> |
| <p>第2～第4 (略) 第5 壁 一 (略) 二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。</p> | <p>第2～第4 (略) 第5 壁 一 (略) 二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第12第一号ハに定める構造計算(令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。)を行った場合は、この限りでない。</p> |
| <p>イ～ハ (略) 三・四 (略) 第6～第10 (略) 第11 令第36条第2項第一号の規定に基づく技術的基準の指定 令第36条第2項第一号の規定に基づき、令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第1(薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物(構造耐力上主要な部分である柱、横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。))に限る。)、第2第二号、第4、第5(第四号の規定を除く。)、第6第四号、第7第一号、第二号及び第五号並びに第8第一号に定める技術的基準を指定する。</p> | <p>第6～第10 (略) 第11 令第36条第2項第一号の規定に基づく技術的基準の指定 令第36条第2項第一号の規定に基づき、令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準として、第1(次のイからニまでのいずれかに掲げる建築物に限る。)、第2第二号、第4、第5(第四号の規定を除く。)、第6第四号、第7第一号、第二号及び第五号並びに第8第一号に定める技術的基準を指定する。</p> |
| <p>第12 構造計算 一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構</p> | <p>イ 地階を除く階数が4である建築物 ロ 最上階から数えた階数が4以内の階(以下「上層階」という。)を薄板軽量形鋼造とし、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物 ハ 上層階を薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用し、かつ、上層階以外の階を鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とする建築物 ニ 薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物であって、上層階以外の階における薄板軽量形鋼造の建築物の構造部分が、建築物の自重、積載荷重、積雪荷重その他の鉛直方向の荷重を支えないもの又は上層階以外の階における構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材並びに耐力壁を薄板軽量形鋼造としないもの 第12 構造計算 一 薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算によらなければならない。この場合において、構</p> |

造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合にあっては、有効断面(薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素(以下「板要素」という。)のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。)を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

- イ 令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算
- ロ 令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算
- ハ 令第81条第三号に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算(平成19年国土交通省告示第593号第一号に該当する建築物の場合に限る。)

二 (略)

三 (略)

イ (略)

- ロ 曲げ材(軽角形鋼を使用した場合及び曲げを受ける薄板軽量形鋼の圧縮側の板要素を構造用合板等に緊結し、横座屈に対して有効に補強された場合を除く。以下ロ及び次号ロにおいて同じ。)の座屈の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度について、第五号の規定に基づき、当該曲げ材の弾性座屈強度を固有値解析等の手法によって計算した場合以外の場合にあって、令第90条に規定する長期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の数値の0.45倍の数値を超える場合においては、当該数値を長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度の数値としなければならない。

| 曲げ材の一般化有効細長比 | 長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) | 短期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) |
|--------------|--|--|
| (略) | (略) | 長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値の1.5倍とする。 |
| (略) | (略) | |
| (略) | | |

ハ 曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

| 曲げ材のウェブの一般化幅厚比 | 長期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) | 短期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) |
|----------------|---|---|
| (略) | (略) | 長期に生ずる力に対する圧縮材の座屈の許容応力度の数値の1.5倍とする。 |
| (略) | (略) | |
| (略) | | |

二 (略)

- ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

| 長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²) | | 短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²) | |
|---|-----|---|-----|
| 引張り | せん断 | 引張り | せん断 |
| 0.4F | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | |

四 (略)

イ~ニ (略)

- ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

五 (略)

造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合にあっては、有効断面(薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素(以下「板要素」という。)のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をいう。以下同じ。)を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。

- イ 令第81条第2項第一号イに規定する保有水平耐力計算
- ロ 令第81条第2項第一号ロに規定する限界耐力計算
- ハ 令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算

二 (略)

三 (略)

イ (略)

- ロ 曲げ材(軽角形鋼を使用した場合及び曲げを受ける薄板軽量形鋼の圧縮側の板要素を構造用合板等に緊結し、横座屈に対して有効に補強された場合を除く。以下ロ及び次号ロにおいて同じ。)の座屈の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度について、第五号の規定に基づき、当該曲げ材の弾性座屈強度を固有値解析等の手法によって計算した場合以外の場合にあって、令第90条に規定する長期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の数値の0.45倍の数値を超える場合においては、当該数値を長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度の数値としなければならない。

| 曲げ材の一般化有効細長比 | 長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) | 短期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) |
|--------------|--|--|
| (略) | (略) | 長期に生ずる力に対する曲げ材の座屈の許容応力度の数値の1.5倍とする。 |
| (略) | (略) | |
| (略) | | |

ハ 曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

| 曲げ材のウェブの一般化幅厚比 | 長期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) | 短期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度(単位 N/mm ²) |
|----------------|---|---|
| (略) | (略) | 長期に生ずる力に対する曲げ材のウェブのせん断に対する座屈の許容応力度の数値の1.5倍とする。 |
| (略) | (略) | |
| (略) | | |

二 (略)

- ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部におけるドリリングタッピンねじの軸断面に対する引張り及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

| 長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²) | | 短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 N/mm ²) | |
|---|-----|---|-----|
| 引張り | せん断 | 引張り | せん断 |
| 0.51(t ₂ /d)F | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | |

四 (略)

イ~ニ (略)

- ホ ドリリングタッピンねじを用いた接合部におけるドリリングタッピンねじの軸断面に対する引張り及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

五 (略)